R8.11

緊急通報システムについて

ご自宅の固定電話機に装置を設置することにより、緊急事態（病気や事故）の場合などにワンタッチボタンやリズムセンサーで警備保障委託会社に通報され、必要に応じ消防署・警察署等に出動依頼する機能です。

対象者

近隣に親族のいない方で、身体上、環境上等の理由により緊急時の通報手段の確保が困難な次に該当する方

１　高齢者（おおむね６５歳以上）でひとり暮らしの方

２　高齢者（おおむね６５歳以上）のみの世帯で一方が寝たきりの方

３　１～３級の身体障害者手帳の交付を受けたひとり暮らしの方

申込方法

市役所へ電話、または来庁して申込み後、職員が状況調査のため訪問します。

申請書類等

・緊急通報システム装置設置等申請書・同意書・承諾書（賃貸の方）　等

費用

・設置、撤去及び保守並びに管理費用は、市が負担します。

・NTT の基本料金及び通話料金は、利用者負担です。

・電話回線開通費用は、利用者負担です。（生活保護世帯は市が負担）

その他

・近隣協力員３名の登録をしていただきます。近隣協力員とは、確認要請があった際に設置者宅を訪問し、安否を確認のうえ警備会社へ連絡する役割の方です。

・緊急時に関係者（警察、市職員、警備保障会社職員等）が敷地や住居に入ることや、やむを得ない破損について責任を問わないことに同意いただきます。

問合せ先

北名古屋市役所　高齢福祉課　☎0568－22－1111

緊急時の流れ

